

岡山・倉敷エアロスペース懇談会 会則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、岡山商工会議所と倉敷商工会議所及び「岡山県倉敷市水島地域への航空宇宙産業クラスターの実現に向けた研究会」(M A S C)の相互の緊密な情報共有と連携、協力を図り、航空宇宙産業の拠点確立と新しい交通・物流・通信システムの構築を目指し、実現に向けた研究の推進を目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、岡山・倉敷エアロスペース懇談会と称する。

(事務局及び所在地)

第3条 本会の事務局は倉敷商工会議所内におく。

(事 業)

第4条 本会は、目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 航空宇宙産業の研究と会員及び関係団体との情報共有
- (2) 航空宇宙産業の振興を支援
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織及び会員)

第5条 本会の会員は、岡山商工会議所と倉敷商工会議所の正副会頭と専務理事及びM A S Cの役員をもって組織されるものとする。

- 2 必要に応じてオブザーバーを置き、意見を聞くことができる。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1	名
副 会 長	若 干	名

(役員を選任)

第7条 会長は、総会において、会員のうちから選任し、または解任する。

2. 副会長は、総会の同意を得て、会長が選任し、または解任する。

(役員職務)

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときにはあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会は、顧問をおくことができる。顧問任期は役員任期に準ずる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。

第3章 部 会

(部会)

第11条 本会に事業活動の推進をはかるため部会を設けることができる。

2. 部会の運営に関し必要な事項は、役員会の同意を得て定める。

第4章 機 関

(機関)

第12条 本会に次の機関をおく。

総 会

役 員

(総会)

第13条 通常総会は年1回、臨時総会は必要と認められたときこれを招集することができる。

(総会の決定事項)

第14条 総会は、次の事項を決定する。

1. 事業計画
2. 事業報告
3. 会則の改廃
4. その他、会の運営に必要な重要事項

(役員会)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の会務に必要な事項を審議する。

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(会議の議決)

第17条 会議は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長の決定するところによる。

附 則

本会則は、令和元年12月23日から実施する。